

東京都板橋区の印刷物に掲載する広告の取扱に関する要綱

(平成13年9月27日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、東京都板橋区が作成する印刷物に掲載する広告の取扱を定め、併せて的確かつ着実な区政情報の提供に資するとともに広告収入確保を図ることを目的とする。

(広告掲載の対象印刷物)

第2条 区民への配布を目的として区が発行する印刷物は、広告掲載に努めるものとする。ただし、区長が広告掲載を妥当でないと認めるものは、広告掲載の対象外とする。

(掲載の範囲)

第3条 別表1に定める基準に該当する広告は、掲載しない。

(広告の掲載順位)

第4条 掲載する広告の種類及び広告の順位は、次のとおりとする。

第1順位 国、地方公共団体並びに公社、公団、公益法人及びそれに類するもの

第2順位 私企業のうち、公共的性格のある企業で、区内に事業所等を有するもの

第3順位 第1順位及び第2順位に掲げるもの以外の私企業及び自営業

(広告の掲載位置)

第5条 広告の掲載位置は、原則として次のとおりとする。

(1) 刊行物 表紙の内側、裏表紙の外側及び内側並びに本文中の指定するページとする。

(2) ポスター、チラシ、パンフレット及びリーフレット 区が指定する位置とする。

(3) 封筒 区が指定する位置とする。

(4) その他 区が指定する位置とする。

(広告の規格及び広告掲載料)

第6条 広告掲載料の決定に当たっては、印刷物の種類、発行数、色数及び広告の面積並びに印刷物の作成に要する経費等を勘案するものとする。

2 広告掲載料金は、原則として、次の各号に掲げる算出方法により得た額を基準とし、百円未満の端数を生じた場合は、四捨五入する。

(1) 刊行物 印刷物作成に要する経費に別表2で定めた係数を乗じて得た額を当該印刷物の広告掲載料金の基準額とし、これに別表3で定めた掲

載面の係数及び色数の係数を乗じて得た額

- (2) ポスター、チラシ、パンフレット及びリーフレット 作成に要する経費に広告面積を乗じ、全体の面積で除した額
- (3) 封筒 封筒の表・裏両面に広告を掲載する場合、当該封筒に係る印刷経費相当額

3 前項の広告掲載料算出基準によりがたい場合には、部長は、広告効果、発行部数、類似の取引事例等を総合的に勘案し、別の算出基準を定めることができる。

(掲載希望者の募集)

第7条 区長は、広報いたばし等により広告掲載希望者を公募するものとする。

2 前項にかかわらず、区長は、第4条に定める第1順位及び第2順位に該当する団体等に対し、広告掲載の案内をすることができる。

(広告の申込み)

第8条 広告を掲載しようとする者は、広告掲載申込書(別記様式1)に掲載しようとする広告の原稿を添えて、区長に申し込むものとする。

第9条 区長は、前条の申込書を受理したときは、第3条に基づき掲載の可否を審査するものとする。この場合において、同一広告掲載位置に、二つ以上の同順位の申込みのある場合は、抽選とする。

2 前項の規定に基づき、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を申込者に通知(別記様式2、3)するものとする。

3 広告掲載の決定通知を受けた申込者(以下「広告主」という。)は、速やかに、掲載しようとする広告の版下原稿を提出するものとする。

(広告掲載料の納付)

第10条 広告掲載料は、掲載の決定後区長の指定する期日までに、一括前納するものとする。ただし、区長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(広告主の責任等)

第11条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 版下原稿の作成経費は、広告主の負担とする。

(広告掲載の取消し)

第12条 区長は、区の印刷物編集・発行上支障があるとき又は区長が指定する期日までに版下原稿を提出しなかったとき若しくは広告掲載料を納入しなかったときは、広告の掲載を取り消すことができる。

(広告掲載料の還付)

第 13 条 広告掲載が決定した後、広告主の責に帰さない理由により、広告が掲載できなかつたときは、広告掲載料を還付する。

(委任)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は区長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

1 この要綱の一部改正は、平成 19 年 12 月 27 日から施行する。

2 改正前の東京都板橋区の印刷物に掲載する広告の取扱に関する要綱(平成13年9月27日区長決定)第6条により、区長が別に基準を定めている場合には、従前の例による。

付 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。